

各土木事務所長  
土木部各課長 様

土木部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の今後の  
対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け元高土政第1234号土木部長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月12日付け元高土政第1326号土木部長通知）に基づき、建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）について、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、最長で3月19日まで一時中止措置等を行ってきたところですが、今後の取扱いについて、下記のとおり取扱うこととしたので、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の外、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責めに帰すことができないものとして、適切に対処してください。

## 記

- 1 受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を行ってください。
- 2 建設工事等の実施（一時中止後に再開する場合を含む。）に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととしてください。
- 3 1の措置に伴い、工期（履行期間）が年度を越えるものについては、繰越等の手続きが必要となることから、土木政策課（総務・経理担当）と協議のうえ、対応してください。

（問い合わせ先）  
土木政策課 契約担当  
TEL：088-823-9813